

SBI 新生コーポレートネット API サービス取引規定

(2025年1月10日現在)

株式会社 SBI 新生銀行

SBI 新生コーポレートネット API サービス取引規定（以下「本規定」といいます。）は、株式会社 SBI 新生銀行（以下「当行」といいます。）が提供する SBI 新生コーポレートネットサービスの契約者（以下「契約者」といいます。）が、外部事業者（以下に定義されるものとします。）の提供する外部サービス（以下に定義されるものとします。）を利用する際の API 連携に関する取扱いを定めたものです。

第 1 条（API連携）

- （1）「本サービス」とは、契約者が外部サービスの利用を希望する場合に、SBI新生コーポレートネットサービスの一部の機能を、外部事業者が提供するサービスと連携させることが可能となるサービスを指すものとします。
- （2）「外部事業者」とは、当行が保有・管理するAPI（Application Programming Interface）機能を介して契約者に対してサービス提供する事業者を総称してまたは個別に指すものとし、「外部サービス」とは、外部事業者が契約者（外部サービスの利用を希望する者に限るものとし、以下かかる希望する者を「対象契約者」といいます。）に対して提供するサービスを総称してまたは個別に指すものとします。
- （3）本サービスの利用にあたっては、本サービスの利用契約とは別に、外部事業者とのサービス利用契約が必要となります。対象契約者は、自らの判断と責任において、外部事業者との契約を行うものとします。
- （4）本サービスの対象となる機能は外部事業者により異なります。

第 2 条（外部事業者に提供する口座情報）

本サービスにおいて、当行が外部事業者へ提供する対象契約者の口座情報は以下のものとします。

- （1）SBI新生コーポレートネットサービスに登録された口座のうち、対象契約者が外部事業者への提供に同意した口座（以下「登録口座」といいます。）の店番、口座種目、口座番号等
- （2）登録口座にかかる預金残高、入出金明細、振込入金明細

第 3 条（手数料等）

本サービスの利用にあたっては、当行が別途定める場合を除き、追加利用手数料は発生しません。なお、外部サービスを利用するにあたっては、外部事業者に対して、外部事業者所定の利用手数料等の支払が必要となる場合があります。

第 4 条（サービスの利用）

- （1）対象契約者は、本サービスの利用開始にあたっては、本規定のほか、常に最新の「SBI新生コーポレートネットサービス取引規定」が適用されることを承諾し、これらの規定を遵守のうえ、自らの責任において、以下の手続きを行うものとします。また、対象契約者は、利用登録から一定期間を超えた場合には、再度利用登録および連携許可を行う必要があることについて同意します。
 - ①外部サービスを経由して、「SBI新生コーポレートネットサービス取引規定」に定める本人確認を行う。
 - ②外部サービスを確認のうえ、API連携認証画面において、本サービスの対象となるSBI新生コーポレートネットサービス機能のうち連携する機能を選択し、当行に対し、口座情報が外部事業者に提供されることの同意を行う。
- （2）対象契約者は、口座情報の提供に同意をした範囲で、口座情報が当行から外部事業者に提供されることについて同意するものとします。
- （3）第 1 項の利用登録および連携許可完了後は、外部サービスにおける認証情報により本人確認を行うこととし、当

行は、当該本人確認をもって、登録口座にかかる口座情報等の照会および取引について、対象契約者の指図がなされたものとみなします。この場合、外部サービスにおける認証情報につき不正使用その他の事故があっても、そのために対象契約者その他の第三者に生じた損害（損失を含むものとし、以下同様とします。）については、当行の責めに帰すべき事由がある場合を除き当行は責任を負いません。

- (4) 本サービスの提供に当たり、不正アクセス、ハッキング、ネットワークへの不正侵入（以下「不正アクセス等」といいます。）もしくは不正アクセス等による情報の流出・漏えい・改ざん等もしくは資金移動が発生した場合、または不正アクセス等による情報の流出・漏えい・改ざん等もしくは不正アクセス等による資金移動の具体的な可能性を認識した場合には、当行は、外部事業者と連携して情報収集に当たるため、必要に応じて口座情報、トークンその他の当該対象契約者を特定するための情報を外部事業者に開示することができるものとします。対象契約者は、本サービスの利用に当たり、上記対応のために合理的かつ適正な範囲で口座情報等が外部事業者に提供されることについて、あらかじめ同意するものとします。
- (5) 本サービスおよび外部サービスの認証情報は、対象契約者の責任で厳重に管理し、他人に教えることや、紛失・盗難に遭うことなどのないよう十分注意するものとし、当該情報の管理・保管により対象契約者その他の第三者に生じた損害について当行は責任を負いません。
- (6) 前項に定める認証情報に関して、外部事業者による管理不十分、使用上の過誤、不正使用等により発生した損害は、当該外部事業者が負うものとし、当行は一切の責任を負いません。
- (7) 本サービスの利用に伴い、①外部事業者の提供するサービスの利用に必要となる認証情報が漏えいし、外部事業者が不正にアクセスされ、または外部事業者のシステム障害等に起因して外部事業者のサービス機能が停止することにより対象契約者の情報の流出・漏えい等が生じるリスク、②外部事業者の提供するサービスとの接続システムへの不正アクセスまたは認証情報の流出、偽造等により対象契約者の情報の流出・漏えい等が生じるリスク、③外部事業者の責めに帰すべき事由（内部役職員の不正行為、システム管理の不備、顧客保護体制の不備等を含みますが、これらに限りません。）により対象契約者に損害が生じるリスクその他のセキュリティおよび契約者保護上のリスクが生じる可能性があります。対象契約者は、本サービスの利用に伴い生じる上記リスクを十分に理解し、同意した上で本サービスを利用するものとします。
- (8) 第1項により本サービスの利用を開始した対象契約者は、当行所定の方法により、外部サービス毎に本サービスの連携機能を変更し、または利用を取り止めることができます。本サービスの利用取止めの手続きを行った場合、当該外部サービスとのAPI連携が解除されます。
- (9) 当行は、対象契約者と外部事業者との間のサービス利用契約が変更され、または利用が取り止められたことを当行所定の方法により確認するまでの間、本サービス利用契約が有効に継続しているものとみなして本サービスの提供を続けるものとします。対象契約者は、本サービス利用契約の終了後において再度本サービスを利用する場合には、改めて第1項記載の手続きを行うことが必要となります。
- (10) 当行は、前2項に基づく本サービスの変更または利用取止めのために対象契約者その他の第三者に生じた損害について責任を負わないものとします。

第5条（免責事項）

- (1) 外部サービスは専ら外部事業者が提供するものであり、外部サービスの利用またはこれに付随しもしくは関連して対象契約者その他の第三者に生じた損害について、当行は責任を負わないものとし、当該損害の賠償については、対象契約者と外部事業者との間で解決されるものとします。
- (2) 本サービスにおいて外部事業者へ提供する口座情報は、対象契約者の照会操作時点で当行のシステム上、提供可能なものに限られており、必ずしも最新の情報または全ての情報を反映したものは限りません。当行は、本サービスに関し、外部サービスと本サービスとの口座情報の連携が常時適切に行われること、口座情報の内容が正

確性、的確性、信頼性、適時性を有すること、外部事業者のシステム管理体制その他のセキュリティ、顧客保護体制、信用性等が十分であること、外部事業者が知的財産権その他の権利を侵害していないことについて、一切の保証を行うものではなく、これらに起因して対象契約者その他の第三者に生じた損害について、当行は責任を負いません。

- (3) 当行は、本サービスに関する技術上の理由または当行の業務上の理由もしくはセキュリティ、保守等の理由その他に基づき当行が必要と判断する場合、対象契約者に事前に通知することなく、本サービスの全部または一部を変更、停止、または終了する場合があります、これらに起因して対象契約者その他の第三者に生じた損害について、当行は責任を負いません。
- (4) 本サービスの取扱日・取扱時間は、「SBI新生コーポレートネットサービス取引規定」に基づきSBI新生コーポレートネットサービスを提供する範囲内とし、SBI新生コーポレートネットサービスが停止した場合には、本サービスも停止するものとします。また、登録口座に関するSBI新生コーポレートネットサービスの利用が終了したときは、本サービスも当然に終了します。
- (5) 本サービスの利用に関し、不正アクセス、情報流出・情報漏えい等が生じた場合、そのために対象契約者に生じた損害については、当行に責めがある場合を除き、当行は責任を負いません。

第6条（規定の準用）

本サービスに関し、本規定に定めていない事項については、当行の関連諸規定を適用または準用するものとします。

第7条（本規定の変更）

- (1) 当行は、当行の都合により本サービスの内容を変更し、または本サービスを停止もしくは廃止することができます。この場合、対象契約者は、当行に対し一切の異議を述べず、かつ本サービスの内容変更、停止または廃止によって対象契約者その他の第三者に生じた損害について、当行に対し賠償請求を行わないものとします。
- (2) 法令の変更、監督官庁の指示、金融情勢の変化その他の理由により本規定を変更する必要がある場合または民法その他の法令により認められる場合には、当行は、本規定の変更を行う旨および変更内容ならびにその効力発生時期について、効力発生時期が到来するまでに当行ホームページ※への掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、本規定を変更できるものとします。なお、対象契約者は、変更日時以降は変更後の内容に従うものとします。

（※当行ホームページ）

https://www.sbishinseibank.co.jp/institutional/products/corporate_deposit_rules.html

- (3) 本規定の変更にかかる効力発生時期以降、対象契約者が本サービスを利用したときは、対象契約者は、変更後の本規定に同意したものとみなします。なお、対象契約者は、本規定の変更に同意しない場合、本サービスの利用契約を解約することができます。

以上

登録 No.12015 25.1